

## 医師の勤務環境把握に関する研究

研究代表者 小池創一 自治医科大学地域医療学センター 地域医療政策部門 教授

### 研究要旨

2024年の医師の時間外労働の上限規制の適用を目前に控え、直近の医師の労働時間を把握することが求められている。本研究では、過去に行われた医師の勤務実態に関する調査とほぼ同規模の医師の勤務環境把握に関する調査を実施するとともに、スマートフォンなどの電子的な手段によって医師の労働時間を把握することの課題について検討した。

医師の勤務環境把握に関する調査は、過去2回の医師の勤務実態に関する調査とほぼ同規模の医師の勤務環境把握に関する調査を2022年7月に実施した。電子的な手段による医師の労働時間把握の課題の検討にあたっては、法律的な観点からの調査(文献・資料による調査)を実施した。

医師の勤務環境把握に関する調査の結果、医師の働き方改革は、2024年4月を見据え、一定程度進んでいることが明らかとなった。しかしながら、時間外労働が年960時間超、年1860時間超と推計される割合はそれぞれ、20.4%、3.9%と、今後も引き続き医師の働き方改革の推進に努めてゆく必要が示唆される結果が得られた。

電子的な手段による医師の労働時間把握の課題の検討の結果、スマートフォンなどを用いて電子的な手段によって医師の労働時間を把握することによって、従来よりも労働時間として認定される範囲が広がる可能性がある点、また、電子的手段の運用にあたっては、対象者の個人情報、プライバシーに配慮する必要があることが示唆される結果が得られた。

### 研究分担者

谷川 武	順天堂大学大学院 医学研究科 公衆衛生学講座・主任教授	吉村 健佑	千葉大学医学部附属病院 次世代医療構想センター・特任教授
和田 裕雄	順天堂大学大学院 医学研究科 公衆衛生学講座・教授	佐藤 香織	明治大学 商学部・専任准教授
福井 次矢	東京医科大学 茨城医療センター・病院長	井出 博生	東京大学未来ビジョン研究センター データヘルス研究ユニット・特任准教授
片岡 仁美	岡山大学病院 ダイバーシティ推進センター・教授	種田憲一郎	国立保健医療科学院 国際協力研究部・上席主任研究官

## 研究協力者

大出 幸子 聖路加国際大学 公衆衛生大学  
院・教授

から郵送、医師票は各医師から調査事務局に郵送または専用の Web サイト経由で行うよう依頼した。医師調査の中で、7月11日～17日の1週間の勤務状況の記録（自計式タイムスタディ）を実施した。

## A. 研究目的

2024年の医師の時間外労働の上限規制の適用を目前に控え、直近の医師の労働時間を把握することが求められている。

本研究では、2016年度及び2019年度に行われた医師の勤務実態に関する調査とほぼ同規模の医師の勤務環境把握に関する調査を2022年7月に実施するとともに、スマートフォンなどの電子的な手段によって医師の労働時間を把握することの課題について検討した。

(2) 電子的な手段による医師の労働時間把握の課題の検討

法律的な観点からの調査（文献・資料による調査）を行った。労働時間そのものに関する判例を含めた法律的な位置づけ、スマートフォンやGPSなどの電子的なデバイスを用いて労働時間を把握することによる影響を調査した。

（倫理的配慮）

医師の勤務環境把握に関する調査は、自治医科大学医学系倫理委員会の審査・承認を得て実施した。（2022年5月19日 臨大21-194）

## B. 研究方法

(1) 医師の勤務環境把握に関する調査

2016年度及び2019年度に行われた医師の勤務実態に関する調査とほぼ同規模の医師の勤務環境把握に関する調査を2022年7月に実施した。

施設調査の対象は、全病院および10%抽出した診療所、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院である。医師調査は、施設調査の対象となった施設のうち1/2の病院及びその他の施設に勤務する全医師（常勤・非常勤）を対象にした。

調査依頼及び調査票は、調査事務局から各施設に配布し、回答は、施設票は各施設

## C. 研究結果

(1) 医師の勤務環境把握に関する調査

施設票については5,424施設から、医師票については19,879人から回答を得た。

病院常勤医師の労働時間について、過去2回の調査と比較したところ、週50時間未満の割合が増加し、週60時間（年間960時間相当）以上に割合の減少が認められた他、1年前と比較して年次有給休暇の取得や宿直明けの休息について、より取得しやすくなっ

たとする回答が、よりとりにくくなったとする回答を上回っており、医師の働き方改革は、2024年4月を見据え、一定程度進んでいることが明らかとなった。

一方、病院常勤医における時間外労働が年960時間超、年1,860時間超と推計される割合はそれぞれ、20.4%、3.9%と、今後も引き続き医師の働き方改革の推進に努めてゆく必要が示唆される結果も得られた。

#### (2) 電子的な手段による医師の労働時間把握の課題の検討

労働時間の概念や労働時間の把握義務について法律上の規定、判例による労働時間の定義、他業種における労働状況の把握といった観点から検討した。

スマートフォンやRFIDなどを用いて電子的な方法で労働者の労働時間や位置情報を把握することに関しては、例えばオンコール当番勤務等の場合に、事業場外の近辺で待機して自由に過ごせるというオンコール当番勤務の前提が変わりうる可能性があること、一般論として問題になり得る点として、人格権やプライバシー権との関係、個人情報保護法との関係等があること、等を明らかにした。

### D. 考察

#### (1) 医師の勤務環境把握に関する調査

2022年7月に実施した医師の勤務実態調査から、2024年4月の医師の時間外労働の上限規制の適用に向けて、医師の働き方改革

が一定程度進んでいる実態を明らかにすることが出来た。引き続き、医療施設の属性や、診療科、性・年齢別の分析等さらに詳細な分析を続け、医師の働き方改革に向けたエビデンスの構築に寄与してゆくことが重要であると考えられる。

#### (2) 電子的な手段による医師の労働時間把握の課題の検討

法律的な検討からスマートフォンなどを用いた電子的な手段による把握によって、従来よりも労働時間として認定される範囲が広がる可能性があること、運用において個人情報、プライバシーに配慮する必要があると考えられた。

### E. 結論

本研究では2024年の医師の時間外労働の上限規制の適用を目前に控えた直近の医師の労働時間の把握を行うことが出来た。また電子的な手段によって医師の労働時間を把握することの課題について検討を行うことが出来た。

### F. 健康危険情報

該当なし

## G.研究発表

該当なし

## H. 知的財産権の出願・登録状況

該当なし